

各 位

会社名 株式会社バルニバービ
代表者名 代表取締役社長 佐藤 裕久
(コード番号：3418、東証マザーズ)
問合せ先 執行役員 経営管理部長 岡本 弘嗣
電話番号 06-4390-6544

譲渡制限付株式報酬としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、譲渡制限付株式報酬として新株式の発行（以下、「本新株発行」という。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 発行の概要

| | |
|------------------|--|
| (1) 払込期日 | 平成 29 年 12 月 11 日 |
| (2) 発行する株式の種類及び数 | 当社普通株式 3,350 株 |
| (3) 発行価額 | 1 株につき 2,854 円 |
| (4) 発行価額の総額 | 9,560,900 円 |
| (5) 割当予定先 | 当社の取締役 4 名 1,000 株 当社の執行役員 5 名 1,100 株 当社の使用人 2 名 100 株 当社子会社の取締役 8 名 1,100 株 当社子会社の使用人 1 名 50 株 |

2. 発行の目的及び理由

当社は、平成 29 年 9 月 20 日開催の当社取締役会において、当社の取締役が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、当社の取締役に対し、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入することを決議し、また、平成 29 年 10 月 26 日開催の当社第 26 期定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、取締役について年額 15,000 千円以内（うち社外取締役は 3,000 千円以内。）として設定すること、取締役に対して各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数は 6,000 株（うち社外取締役は 1,200 株。）を上限とすること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間を 6 年間とすること等につき、ご承認をいただいております。

本日、当社取締役会決議により、当社の取締役、執行役員及び使用人に対する当社第 27 期事業年度の譲渡制限付株式報酬、並びに当社子会社の取締役及び使用人に対する、株式会社バルニバービコンシスタンスについては第 4 期事業年度、株式会社バルニバービウィルワークス及び株式会社バルニバービタイムタイムについては第 3 期事業年度譲渡制限付株式報酬として、割当予定先である当社の取締役 4 名、執行役員 5 名及び使用人 2 名並びに当社子会社の取締役 8 名及び使用人 1 名（以下、「割当対象者」という。）に対し、金銭報酬債権 9,560,900 円を支給し、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、特定譲渡制限付株式として当社普通株式 3,350 株を割り当てることを決議いたしました。なお、各割当対象者に対する金銭報酬債権の額は、当社グループにおける各割当対象者の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案の上、決定しております。また、譲渡制限期間については、各割当対象者のリテンションを図るとともに、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高め、株主の皆様と株価変動のメリットとリスクの共有を進めるという本制度の導入目的を実現する観点から 6 年と決定しております。

また、当該金銭報酬債権は、各割当対象者が、当社との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「割当契約」という。）を締結すること等を条件として支給いたします。

3. 割当契約の概要

① 譲渡制限期間

平成 29 年 12 月 11 日～平成 35 年 12 月 10 日

上記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」という。）において、割当対象者は、当該譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません。

② 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合（ただし、譲渡制限付株式の割当て時点の割当対象者の役職が、それぞれ、(i) 当社の執行役員の場合には、当社の取締役及び執行役員並びに当社子会社の取締役のいずれの地位をも喪失した場合、(ii) 当社の使用人の場合には、当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した場合、(iii) 当社子会社の取締役の場合には、当社の取締役及び執行役員並びに当社子会社の取締役のいずれの地位をも喪失した場合、(iv) 当社子会社の使用人の場合には、当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した場合とする。以下、上記の退任又は地位喪失を総称して「退任等」といい、割当対象者につき退任等を生じさせないこととなる当社又は当社子会社における地位を総称して「取締役等の地位」という。）には、当社取締役会が正当と認める理由（任期満了等）がある場合を除き、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）を、当該退任等の時点をもって、当然に無償で取得するものといたします。

また、本割当株式のうち、本譲渡制限期間が満了した時点（以下、「期間満了時点」という。）において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものといたします。

③ 譲渡制限の解除

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間中、継続して、取締役等の地位にあったことを条件として、期間満了時点をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者が、当社取締役会が正当と認める理由（任期満了等）により、本譲渡制限期間が満了する前に取締役等の地位から退任等した場合には、平成 29 年 12 月から割当対象者が取締役等の地位から退任等した日を含む月までの月数を 12 で除した数（ただし、計算の結果 1 を超える場合には 1 とする。）に、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果 1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式につき、当該退任等の直後の時点をもって、譲渡制限を解除するものといたします。

④ 株式の管理に関する定め

割当対象者は、SMBC 日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式を当該口座に保管・維持するものといたします。

⑤ 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、平成 29 年 12 月から当該承認の日を含む月までの月数を 12 で除した数（ただし、計算の結果 1 を超える場合には 1 とする。）に、当該承認の日において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果 1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除するものといたします。

この場合には、当社は当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、上記の定めに基づき同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得するものといたします。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株発行における発行価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（平成 29 年 11 月 22 日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である 2,854 円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的なものであって、特に有利な価額には該当しないものと考えております。